

フォーユーコールサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p data-bbox="439 562 982 596">フォーユーコールサービス契約約款</p> <p data-bbox="566 1297 854 1331"><u>2021年11月25日</u></p> <p data-bbox="566 1444 854 1478">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1688 562 2231 596">フォーユーコールサービス契約約款</p> <p data-bbox="1816 1297 2104 1331"><u>2022年1月1日</u></p> <p data-bbox="1816 1444 2104 1478">株式会社 STNet</p>	

フォーユーコールサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考 (変更理由)																								
<p>第4 ユニバーサルサービス料</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ユニバーサルサービス料の適用</td> <td>当社は1の音声通信番号ごとに2(料金額)に規定するユニバーサルサービス料(事業法に定める基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づき当社が定める料金をいいます。)を適用します。</td> </tr> <tr> <td>(2) 利用休止に係る料金の適用</td> <td>当社は、タイプ5のうち、休止制度を導入するフォーユーコール基盤サービス契約者からの請求によりフォーユーコール基盤サービス及びフォーユーコールサービスの利用休止を承諾した場合は、利用休止期間中、料金表第1表料金第4ユニバーサルサービス料に規定する料金額は適用しません。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 料金額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">料金額 (月額) (税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニバーサルサービス料</td> <td>1 音声通信番号又は 1 追加番号ごとに</td> <td style="text-align: right;"><u>3円</u> (3.3円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) ユニバーサルサービス料の適用	当社は1の音声通信番号ごとに2(料金額)に規定するユニバーサルサービス料(事業法に定める基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づき当社が定める料金をいいます。)を適用します。	(2) 利用休止に係る料金の適用	当社は、タイプ5のうち、休止制度を導入するフォーユーコール基盤サービス契約者からの請求によりフォーユーコール基盤サービス及びフォーユーコールサービスの利用休止を承諾した場合は、利用休止期間中、料金表第1表料金第4ユニバーサルサービス料に規定する料金額は適用しません。	区分	単 位	料金額 (月額) (税込価格)	ユニバーサルサービス料	1 音声通信番号又は 1 追加番号ごとに	<u>3円</u> (3.3円)	<p>第4 ユニバーサルサービス料</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ユニバーサルサービス料の適用</td> <td>当社は1の音声通信番号ごとに2(料金額)に規定するユニバーサルサービス料(事業法に定める基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づき当社が定める料金をいいます。)を適用します。</td> </tr> <tr> <td>(2) 利用休止に係る料金の適用</td> <td>当社は、タイプ5のうち、休止制度を導入するフォーユーコール基盤サービス契約者からの請求によりフォーユーコール基盤サービス及びフォーユーコールサービスの利用休止を承諾した場合は、利用休止期間中、料金表第1表料金第4ユニバーサルサービス料に規定する料金額は適用しません。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 料金額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">料金額 (月額) (税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニバーサルサービス料</td> <td>1 音声通信番号又は 1 追加番号ごとに</td> <td style="text-align: right;"><u>2円</u> (2.2円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) ユニバーサルサービス料の適用	当社は1の音声通信番号ごとに2(料金額)に規定するユニバーサルサービス料(事業法に定める基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づき当社が定める料金をいいます。)を適用します。	(2) 利用休止に係る料金の適用	当社は、タイプ5のうち、休止制度を導入するフォーユーコール基盤サービス契約者からの請求によりフォーユーコール基盤サービス及びフォーユーコールサービスの利用休止を承諾した場合は、利用休止期間中、料金表第1表料金第4ユニバーサルサービス料に規定する料金額は適用しません。	区分	単 位	料金額 (月額) (税込価格)	ユニバーサルサービス料	1 音声通信番号又は 1 追加番号ごとに	<u>2円</u> (2.2円)	
区 分	内 容																									
(1) ユニバーサルサービス料の適用	当社は1の音声通信番号ごとに2(料金額)に規定するユニバーサルサービス料(事業法に定める基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づき当社が定める料金をいいます。)を適用します。																									
(2) 利用休止に係る料金の適用	当社は、タイプ5のうち、休止制度を導入するフォーユーコール基盤サービス契約者からの請求によりフォーユーコール基盤サービス及びフォーユーコールサービスの利用休止を承諾した場合は、利用休止期間中、料金表第1表料金第4ユニバーサルサービス料に規定する料金額は適用しません。																									
区分	単 位	料金額 (月額) (税込価格)																								
ユニバーサルサービス料	1 音声通信番号又は 1 追加番号ごとに	<u>3円</u> (3.3円)																								
区 分	内 容																									
(1) ユニバーサルサービス料の適用	当社は1の音声通信番号ごとに2(料金額)に規定するユニバーサルサービス料(事業法に定める基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づき当社が定める料金をいいます。)を適用します。																									
(2) 利用休止に係る料金の適用	当社は、タイプ5のうち、休止制度を導入するフォーユーコール基盤サービス契約者からの請求によりフォーユーコール基盤サービス及びフォーユーコールサービスの利用休止を承諾した場合は、利用休止期間中、料金表第1表料金第4ユニバーサルサービス料に規定する料金額は適用しません。																									
区分	単 位	料金額 (月額) (税込価格)																								
ユニバーサルサービス料	1 音声通信番号又は 1 追加番号ごとに	<u>2円</u> (2.2円)																								

フォーユーコールサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>附 則</p>	<p>附 則 <u>(実施期日)</u> 1 この改正約款は、2022年1月1日から実施します。 <u>(経過措置)</u> 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。</p>	